



平成 29 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 長 谷 川 仁
(コード番号 1896 東証第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 桑 原 豊
(TEL. 03-3295-8860)

支配株主である株式会社大林組による当社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

当社の支配株主（親会社）である株式会社大林組は、当社の普通株式に対する公開買付けを平成 29 年 5 月 11 日から平成 29 年 6 月 21 日まで実施していましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料)

本日付「大林道路株式会社株券等（証券コード：1896）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 29 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組
 代 表 者 名 取締役社長 白石 達
 (コード：1802、東証第一部、福証)
 問 合 せ 先 本社総務部長 吉川 誠二
 (TEL 03-5769-1701)

大林道路株式会社株券等（証券コード：1896）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社大林組（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、大林道路株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、証券コード：1896、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 29 年 5 月 11 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 6 月 21 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社大林組
 東京都港区港南 2 丁目 15 番 2 号

(2) 対象者の名称

大林道路株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
26, 243, 052 株	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。また、買付予定の株券等の数は、対象者が平成 29 年 5 月 10 日に公表した「平成 29 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された平成 29 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数(46, 818, 807 株)から、本決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(1, 829, 234 株)及び当社が所有する対象者普通株式数(18, 746, 521 株)を控除した株式数(26, 243, 052 株)になります。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)

す。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成29年5月11日(木曜日)から平成29年6月21日(水曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金940円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成29年6月22日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	21,693,435株	21,693,435株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	21,693,435株	21,693,435株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	187,465個	(買付け等前における株券等所有割合 41.67%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	404,399 個	(買付け等後における株券等所有割合 89.89%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	449,534 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 29 年 2 月 14 日に提出した第 86 期第 3 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本決算短信に記載された平成 29 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（46,818,807 株）から、本決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,829,234 株）を控除した株式数（44,989,573 株）に係る議決権の数（449,895 個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
平成 29 年 6 月 28 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成 29 年 5 月 10 日に公表した「大林道路株式会社株券等（証券コード：1896）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社大林組 東京都港区港南 2 丁目 15 番 2 号
株式会社大林組横浜支店 横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23 番地 2

株式会社大林組名古屋支店
株式会社大林組大阪本店
株式会社大林組神戸支店
株式会社東京証券取引所

名古屋市東区東桜1丁目10番19号
大阪市北区中之島3丁目6番32号
神戸市中央区加納町4丁目4番17号
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上